

# 環 境 水 道 委 員 会 記 録 (No. 10)

1 日 時 令和5年9月29日(金)  
午前10時00分 開会  
午前10時30分 閉会

2 場 所 第5委員会室

## 3 出席委員(9人)

委 員 長	富士川 厚 子	副 委 員 長	河 田 圭一郎
委 員	吉 村 太 志	委 員	田 仲 常 郎
委 員	井 上 秀 作	委 員	本 田 忠 弘
委 員	森 本 由 美	委 員	出 口 成 信
委 員	松 尾 和 也		

## 4 欠席委員(0人)

## 5 出席説明員

危 機 管 理 監	山 本 浩 二	危 機 管 理 室 長	右 田 圭 子
環 境 局 長	柴 田 泰 平	総 務 政 策 部 長	中 島 尚
環 境 監 視 部 長	作 花 哲 朗	環 境 監 視 課 長	江 藤 優 子
循 環 社 会 推 進 部 長	檜 木 野 裕	施 設 課 長	堤 雄 治
消 防 局 長	本 脇 尉 勝	総 務 部 長	岸 本 孝 司
総 務 課 長	澤 田 博 人	予 防 部 長	内 藤 茂 樹
指 導 課 長	森 成 司		外 関 係 職 員

## 6 事務局職員

委員会担当係長	梅 崎 千 里	議 事 係 長	福 留 圭 一
---------	---------	---------	---------

## 7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	審査日程について	29日は議案の審査、10月2日は議案の採決、陳情の審査及び所管事務の調査を行うことを決定した。
2	第152号 北九州市公害防止条例の一部改正について	議案の審査を行った。
3	第153号 北九州市火災予防条例の一部改正について	
4	第164号 本城資源化センター整備・維持管理事業に係る設計・建設工事請負契約締結について	
5	第168号 令和5年度北九州市一般会計補正予算（第3号）のうち所管分	
6	第154号 高規格救急自動車の取得について	
7	第155号 30メートル級はしご付消防自動車の取得について	
8	第156号 普通消防ポンプ自動車の取得について	
9	第157号 大型化学高所放水車の取得について	
10	第158号 救助工作車（Ⅱ型）の取得について	

## 8 会議の経過

○委員長（富士川厚子君）開会します。

本委員会に付託された議案は、お手元配付の一覧表のとおり、4件であります。

審査日程については、本日は議案の審査を行った後、契約議案について報告を受け、10月2日は、議案の採決、陳情の審査及び所管事務の調査を行います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定しました。

ただいまから議案の審査を行います。

議案第152号、153号、164号及び168号のうち所管分の以上4件を一括して議題とします。審査の方法は、一括説明、一括質疑とします。当局の説明は、できるだけ要点を簡潔、明瞭にお願いします。なお、議案の説明は着席のまま受けます。

それでは、説明を求めます。危機管理室長。

**○危機管理室長** 恐れ入ります。それでは、着席にて説明させていただきます。

それでは、議案第168号、令和5年度北九州市一般会計補正予算のうち危機管理室所管分について御説明いたします。

お手元の資料を御覧ください。なお、金額につきましては万円単位とさせていただきます。

まず、補正理由についてでございます。今回の補正予算につきましては、福岡県及び福岡県市長会から、令和5年7月7日からの大雨により甚大な被害を受けた県内市町村への令和5年度の中長期職員派遣の要請があったため、災害復旧業務に従事する技術職員の派遣経費を補正予算として計上するものでございます。

次に、危機管理室補正予算額について御説明いたします。

歳入につきましては、24款諸収入、6項4目29節消防費雑入のうち所管分は、派遣する職員の旅費及び時間外勤務手当に伴う負担金収入について594万円を増額するものでございます。

歳出につきましては、12款消防費、1項5目の危機管理費について、被災地復興支援経費を600万円増額しております。

以上、議案第168号、令和5年度北九州市一般会計補正予算のうち危機管理室所管分について説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

**○委員長（富士川厚子君）** 総務政策部長。

**○総務政策部長** 本日の委員会で御審議をお願いします議案は、議案第152号、北九州市公害防止条例の一部改正について、議案第164号、本城資源化センター整備・維持管理事業に係る設計・建設工事請負契約締結についての2件でございます。

それではまず、議案第152号、北九州市公害防止条例の一部改正について、お手元の資料により御説明いたします。

本件につきましては、昨年1月の環境審議会に諮問し、環境審議会での審議、市議会常任委員会への報告、パブリックコメントなどを通じまして、市民、議会、有識者の御意見を聞きながら検討を進めてきたところでございます。その後、本年4月に答申を受けまして、このたび9月定例会に議案を提出いたしました。

資料の1ページを御覧ください。北九州市公害防止条例です。公害防止条例は、大気汚染や水質汚濁をはじめとした激甚な産業公害から市民の健康や生活環境の保全を図るた

め、市や事業者など各主体の責務を規定するとともに、公害関係法令を補完する内容を規定しております。

次に、改正の理由です。改正の理由は2つあります。1つ目は、新たな課題への対応として石綿に関する規定を新設するものです。国によると、石綿を使用した建築物の解体件数は令和10年頃にピークを迎えると試算されています。この解体に伴う石綿の飛散を防止し、市民のさらなる安全・安心を確保するための規定を新たに設けるものです。2つ目は、環境の改善に伴い、役割を終えた規定を整理するものです。

続きまして、主な改正内容です。石綿に関する規定の新設は、2つです。一つは、市の責務に、石綿の飛散を防止するために必要な事業の推進を追加すること。もう一つは、石綿排出作業の届出者に対し、工事完了後の報告書提出を義務づけることです。

資料の2ページを御覧ください。環境の改善に伴う規定の見直しです。内容は大きく2つあります。一つは、市の責務規定から、住宅と工場の混在状態を改善する住工分離事業や、公害防止資金の融資制度に関する規定を削除するものです。もう一つは、硫黄酸化物の規制を補完するために設けていました注意報発令時に係る規定や、ばい煙発生施設の設置者に対する自動測定装置設置義務に関する規定を削除するものです。

最後に、施行期日ですが、議会で可決いただきました後、関係団体への通知や説明会などの周知を行い、令和6年2月1日を予定しております。

以上で議案第152号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第164号、本城資源化センター整備・維持管理事業に係る設計・建設工事請負契約締結について御説明いたします。

資料の3ページを御覧ください。今回の工事請負契約の内容は、老朽化した本城かんびん資源化センターを、不燃系粗大ごみの破砕、金属回収機能を併せ持つ施設として再整備するものです。契約金額は49億7,398万円です。契約方法は総合評価落札方式による一般競争入札、契約の相手方は新明和工業株式会社流体事業部営業本部九州支店です。今後は、令和7年度まで建設工事を行い、供給開始は令和8年4月を予定しております。

以上で議案第164号の説明を終わります。

以上をもちまして環境局所管分の議案についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

**○委員長（富士川厚子君）** 総務部長。

**○総務部長** それでは、議案第153号、北九州市火災予防条例の一部改正について御説明いたします。

資料の1ページを御覧ください。まず、改正理由でございますが、停電時、建物の非常用電源として用いられる蓄電池設備及び調理を目的として使用されるちゅう房設備の位置、構造及び管理については、政令及び総務省令で定める基準に従い、市の火災予防条例

で定めることとされております。今般、総務省令が改正されたことによりまして、火災予防条例を改正するものでございます。

次に、蓄電池設備の改正内容でございます。これまで蓄電池設備の規制単位は電力量であるアンペアアワー・セルとしておりましたが、電気エネルギー貯蔵システムの安全性を分類する際に一般的に用いられております、蓄電池容量の単位であるキロワット時に改めることといたしました。また、開放型の鉛蓄電池を用いない蓄電池設備は耐酸性の床または台の上に設けなくてもよいこととするほか、屋外に設ける蓄電池設備のうち延焼防止措置が講じられたものは、建築物から3メートル以上の距離を保たなくてもよいことといたしました。

最後に、ちゅう房設備の改正内容でございます。飲食店などに設置されている、木炭を燃料とする炭火焼き器と天井及び壁との間に保たなければならない距離は、これまで基準が定められておらず、炉の基準を準用していたことから、新たに基準を追加いたしました。

施行期日は令和6年1月1日でございます。

なお、2ページに本議案に係る参考資料を添付しておりますので、御覧いただければと思います。

以上で、北九州市火災予防条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

**○委員長（富士川厚子君）** これより質疑に入ります。なお、当局の答弁の際は補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。

質疑はありますか。出口委員。

**○委員（出口成信君）** 議案第152号、北九州市公害防止条例の一部改正について、これ大気汚染防止法の改正とか今回の北九州市公害防止条例の改正で、アスベストの飛散を本気で防止することができるのかということが重要なんですけれども、3つの点で指摘をしたいと思うんですが、第三者による事前調査、大気汚染濃度の測定、完了確認が必要だと考えています。アスベスト含有の事前調査の報告が義務づけられている建築物の対象工事は、以下の2つですね。解体する場所の床面積が80平方メートル以上の場合の工事、また、請負代金の合計額が税込みで100万円以上の建築物の改造補修工事または工作物の改造補修工事、これが義務づけられるということなんですけれども、これよりも、80平米以下の工事や100万円未満の工事など、こういうものはどのように把握されていくのかお聞きします。

2つ目、前室、セキュリティーゾーンというものの設置が義務とされている工事がありますけれども、その明確化を伺いたいと思います。前室の設置というのは、作業員が作業現場に出入りする際にアスベストを洗い流すための、エアシャワーとか更衣室を備えた部屋ですけれども、設置が義務づけられている場合、そういう工事の場合、前室を設置し

なければならぬと、法律違反だということを明確にするべきだと思いますけれども、その点について伺います。

3つ目、レベル3建材の工事实施届、その義務づけについてですけれども、そのことに関しても分かる範囲で教えてください。

次に、本城資源化センターですけれども、障害者の皆さんの重要な就労施設となっていますけれども、皆さんからの改善要望が出ていますよね。パブリックコメントとかでも出ていますけれども、その際に、既存の施設において課題となっている室温、臭気、また騒音等について、就労者の意見や事業者の提案を生かして労働環境の改善に資するように作業環境の向上を図ると。そういうふうに市は対応方針を出していますけれども、どのように実行されていくのか、改善点、改善されるところを教えてください。

また、AIを生かした、作業をより安全に、かつ効率的に実施できるような必要な処理工程の見直しを検討するとありますけれども、その内容も教えてください。以上です。

**○委員長（富士川厚子君）** 環境監視課長。

**○環境監視課長** 石綿、アスベストの除去に関するお尋ねについてお答えしたいと思います。

まず、床面積80平米を下回る工事の確認の方法についてですけれども、これにつきましては報告の義務はございませんが、私どもではアスベスト以外にも工事の届出というものを受ける機会がございます。一つは騒音規制法に基づきます特定建設工事というものがございまして、こういった届出の機会を捉まえて、規模の小さなものでありましても、アスベストが使われている可能性がありますら現場を確認して、不適切な工事がないということを確認するようにしているところでございます。

次に、セキュリティーゾーンの明確化についてお答えいたします。セキュリティーゾーンを設けなければならぬと規定されております、根拠となりますのが大気汚染防止法になります。この中で、特に飛散をしやすいと指摘されているアスベストを使った建材、いわゆる吹きつけですとか保温材、こういったものを除去する場合にセキュリティーゾーンを設けることとされているところでございます。ですので、こういった法の趣旨を捉まえて、法で規定する作業基準、これを徹底するように指導していきたいと考えております。

また、レベル3の工事の届出なんですけれども、これにつきましても、一部につきましては1問目で御質問いただきました事前確認の調査結果の報告の中でレベル3の存在が報告されることとなりますので、こういった報告の結果を基に工事の確認を現在もしているところでございます。以上です。

**○委員長（富士川厚子君）** 施設課長。

**○施設課長** 本城資源化センターの件について御回答いたします。

まず、障害者の方の作業環境の改善についてなんですけど、現在の本城かんびん資源化センターは1つの工場空間の中で障害者の方が缶、瓶等の選別を行っております。今回の新しい施設においては、この選別エリアを1つの居室といたしまして、工場とは別のエリアを設けております。そうすることによって、まず空調の性能が向上いたします。それから、騒音や振動の発生になる機械などは別室に置くことによって騒音、振動、それから同じく臭気も低減が図られると考えております。これは、令和3年度に完成しました日明のかんびん資源化センターも同様のエリアを設けておりまして、働かされている障害者の方からも非常に御好評を得ているという状況でございます。

2番目がA Iなんですけど、A Iの関係で今検討しているのが、A Iを使った火災の検知とかという、そういったところは検討しておるんですけど、障害者の方の選別エリアに関しては今後の技術の動向を見ながら、工事完成後の運営期間も20年間ございますので、その中でも検討していこうかと思っております。以上でございます。

**○委員長（富士川厚子君）** 出口委員。

**○委員（出口成信君）** ありがとうございます。部屋も別にして空調の効率も上がっているということですね。ありがとうございます。私も見学に行きました。丁寧に選別されている仕事を拝見して、資源化ごみとして出すときはできるだけきれいにしようと、そういう思いを新たにしました。こういう視察の機会は子供たちにはどのように提供されているのか、分かる範囲で教えてください。

**○委員長（富士川厚子君）** 施設課長。

**○施設課長** 今回、本城資源化センターの見学のエリアとしては、障害者の方が選別するラインまで、かなり近いところまで見られるということで、小学生の方とかの選別、リサイクルに対する考え方といいますか、そういったものには非常に寄与するものだと思います。以上でございます。

**○委員長（富士川厚子君）** 出口委員。

**○委員（出口成信君）** プライバシーの問題もあるかと思いますが、こういう作業を、大変な作業をやっているところを子供たちに、小学校でも一回は行くとか、中学校でも一回は行くとか、そういうところを見ることによって新たに、汚いまま出せない。ペットボトルの中にたばこの吸い殻が入ったまま捨てるなんかちゅうことが、大人が一番見るべきかと思うんですけど、そういう機会を与えてあげられたらと思いますので、よろしく願いいたします。

公害防止条例ですけれども、要望なんですけれども、まずは第三者による事前調査、そして大気汚染濃度の測定、また完了確認をするということ、これを要望したいと思います。そして、前室ですね。この前室も大気汚染防止法に明記はされているんですけど、結構分かりにくいところに、一番表にはないという。作業場の出入口に前室を設置することと、

これ大気汚染防止法施行規則の別表というやつの中に書いてあるんですけども、非常に見つけにくく分かりづらいということで、前室を設置しなければ法律違反だということを明記すべきだと思いますので、これも要望といたします。

そして、レベル3建材ですね。工事届をやられるんですけども、先ほど言ったみたいな小さなところというのは報告義務もないと。そういうところなので、これ厚生労働省が、ケイ酸カルシウム板第一種というやつですよ、これレベル3というやつですけども、これをやむを得ず破砕する場合には湿潤な状態にすることに加えて作業場所の周囲を隔離すると、こういう答弁をしているんですね。ですから、隔離養生が必要だというのが厚生労働省の見解なんですね。実際にばらしていくというのは非常に大変な仕事で、業者の皆さんに負担を強いることになってしまうかもしれないんですけども、やはり手ばらしが推奨されるような制度でないと前に進んでいかないと思いますので、こういうことも内容に入れていただけますように検討していただきたいと要望をします。

除去方法の周知が徹底できるかということで、これをやらなかったら罰せられると。重要な条例改正であるならば、誰の目にも明らかにそういうことをするべきだと思います。石綿を一つも飛ばさないことが現場に求められていますので、これまで言いました以上の対処を強く要望して、私からは以上です。

**○委員長（富士川厚子君）** 本田委員。

**○委員（本田忠弘君）** 私からは、議案第153号、北九州市火災予防条例の一部改正についてお尋ねします。

今回、非常用電源として用いられる蓄電池の件なんですけど、規制単位の見直しということで、規制単位をアンペアアワー・セルからキロワットアワーに改めるものとなっているんですけど、そもそもこれはどういう理由で規制単位が見直しされたのか、まず教えてくださいたいと思います。

それから、ちょっと実感が湧かないんですけど、1キロワットアワーの蓄電池というのはどのぐらいの、例えば車のバッテリーありますでしょ。あれが標準的に普通車の場合で何キロワットアワーとか言えるのかどうか、教えていただければと思います。

**○委員長（富士川厚子君）** 指導課長。

**○指導課長** 単位の見直し、これまでは電力量を表すアンペアアワー・セルが使われておりましたけど、今現在、キロワット時が主流になっていると。電気エネルギー貯蔵システムの安全性を分類する際に今一般的に用いられているのが、蓄電池容量の単位を表すキロワット時となっております。それで、これまでは4,800アンペアアワー・セル以上のものが規制対象となっておりますが、これはキロワット時に換算いたしますと10キロワット時になります。現在、各家庭にも蓄電池設備が設置されているものがありますけど、大体3キロから10キロワット時となっております。ちなみに、各家庭が1日当たりに使う蓄電池

容量は約11キロワット時となっております。以上でございます。

○委員長（富士川厚子君）本田委員。

○委員（本田忠弘君）電気自動車もこれ変わったんじゃないんですかね、キロワットアワーに。という記憶があるんですが、御存じないですか。

○委員長（富士川厚子君）環境局長。

○環境局長 例えば日産リーフというのがありますけど、あれが40キロワットアワーぐらいだったと記憶していますので、すいません、正式な呼称は知りませんが、EVはいつもキロワットアワーで呼んでいたと、私も呼んでいました。正式には分かりません。

○委員長（富士川厚子君）指導課長。

○指導課長 6月議会で、急速充電設備の条例改正の説明をしたところでありますけど、この条例改正では20キロワット時以上の急速充電設備の改正を行ったところであります。20キロワットを超えるものが規制の対象となっております。以上でございます。

○委員長（富士川厚子君）本田委員。

○委員（本田忠弘君）そうであれば、10キロワット時を超えるものということは、普通の家庭では大体引っかからないと考えていいと思うんですけど、消防局庁舎とか市役所本庁舎に設置されとると書いておられますけど、消防局庁舎や市役所本庁舎はどのぐらいの容量のやつが設置されているんでしょうか。

○委員長（富士川厚子君）指導課長。

○指導課長 ちょっと確認させてください。今、消防局庁舎が何キロワット時かは押さえておりません。また後で報告させてください。

○委員長（富士川厚子君）本田委員。

○委員（本田忠弘君）分かりました。ありがとうございました。

○委員長（富士川厚子君）終わりですか。いいですか。

ほかにございませんか。

なければ、以上で議案の審査を終わります。

ここで本日の報告に係る職員を除き、退室を願います。

（執行部入退室）

次に、議案第154号、高規格救急自動車の取得について、155号、30メートル級はしご付消防自動車の取得について、156号、普通消防ポンプ自動車の取得について、157号、大型化学高所放水車の取得について、及び158号、救助工作車Ⅱ型の取得についての以上5件について、一括して報告を受けます。これらの議案は建設建築委員会に付託され、審議されていますが、予算執行局である消防局から報告を受けるものです。

それでは、報告を求めます。総務部長。

○総務部長 それでは、財産の取得について御説明申し上げます。

今ありましたように、これは技術監理局の所管議案ではございますが、予算の執行局として御報告させていただくものでございます。

取得する財産は、初めに、高規格救急自動車4台です。買入れ予定の金額は1億4,938万円、契約の相手方は福岡トヨタ自動車株式会社北九州本店でございます。

次に、30メートル級はしご付消防自動車1台で、買入れ予定の金額は2億2,638万円、契約の相手方は株式会社D r yでございます。

続いて、普通消防ポンプ自動車4台です。買入れ予定の金額は1億8,612万円、契約の相手方は、こちらも株式会社D r yでございます。

続いて、大型化学高所放水車1台です。買入れ予定の金額は1億6,610万円、契約の相手方は日本機械工業株式会社福岡営業所でございます。

最後に、救助工作車Ⅱ型1台です。買入れ予定の金額は9,366万円、契約の相手方は株式会社D r yでございます。

以上で報告を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

**○委員長（富士川厚子君）**ただいまの報告に対し、質問、意見はありませんか。森本委員。

**○委員（森本由美君）**1点質問したいと思います。

この議案については、相手方、購入する企業が3社になっていますが、全国的にはこういったものを作って売っている企業ってどれぐらいあるんですかね。というのが、あまりにも少ないと競争の原理が働かなくて金額が高いから、結構高いので少ないのかなと予想しておりますが、いかがでしょうか。

**○委員長（富士川厚子君）**総務課長。

**○総務課長**消防車両を取り扱っている業者の数ということですが、全国でどれぐらいの業者がこれを取り扱っているというのは把握はできていません。

**○委員長（富士川厚子君）**森本委員。

**○委員（森本由美君）**県内でも結構です。

**○委員長（富士川厚子君）**総務課長。

**○総務課長**例えば、モリタポンプ自動車とか、こういったところが消防自動車を作製しております。ちなみに、今回の入札については、高規格救急車であれば3社が入札に参加しております。それから、30メートルはしご車、それから大型化学高所放水車、これについては2社が参加しております。それと、普通消防ポンプ自動車、それからⅡ型の救助工作車ですが、これらの入札については5社が入札に参加していると伺っております。以上でございます。

**○委員長（富士川厚子君）**森本委員。

**○委員（森本由美君）**ありがとうございます。これ入札して相手方を決めるときには金額なんですか。それとも、カスタマイズでいろんなことができるのか、そういうことなのか。

というのが、見たら全部、県内の企業さんですよ。1つ以外は市内ですけども、どう  
いう感じなのか教えていただければと思うんですけど。

○委員長（富士川厚子君）総務課長。

○総務課長 基本的に、こういった仕様のものをというのを事前に定めます。その仕様  
に従って入札を行って、最も安い業者と契約をさせていただいているという状況でございま  
す。以上でございます。

○委員長（富士川厚子君）森本委員。

○委員（森本由美君）最低限の担保を取るためにオーダーを出しているの、あとは金額  
でということなんですかね。はい、了解しました。ありがとうございます。

○委員長（富士川厚子君）ほかにもございませんか。

ほかになれば、以上で議案の報告を終わります。

次回は10月2日午前10時に開会します。

本日は以上で閉会します。

---

環境水道委員会 委員長 富士川 厚子 ㊟